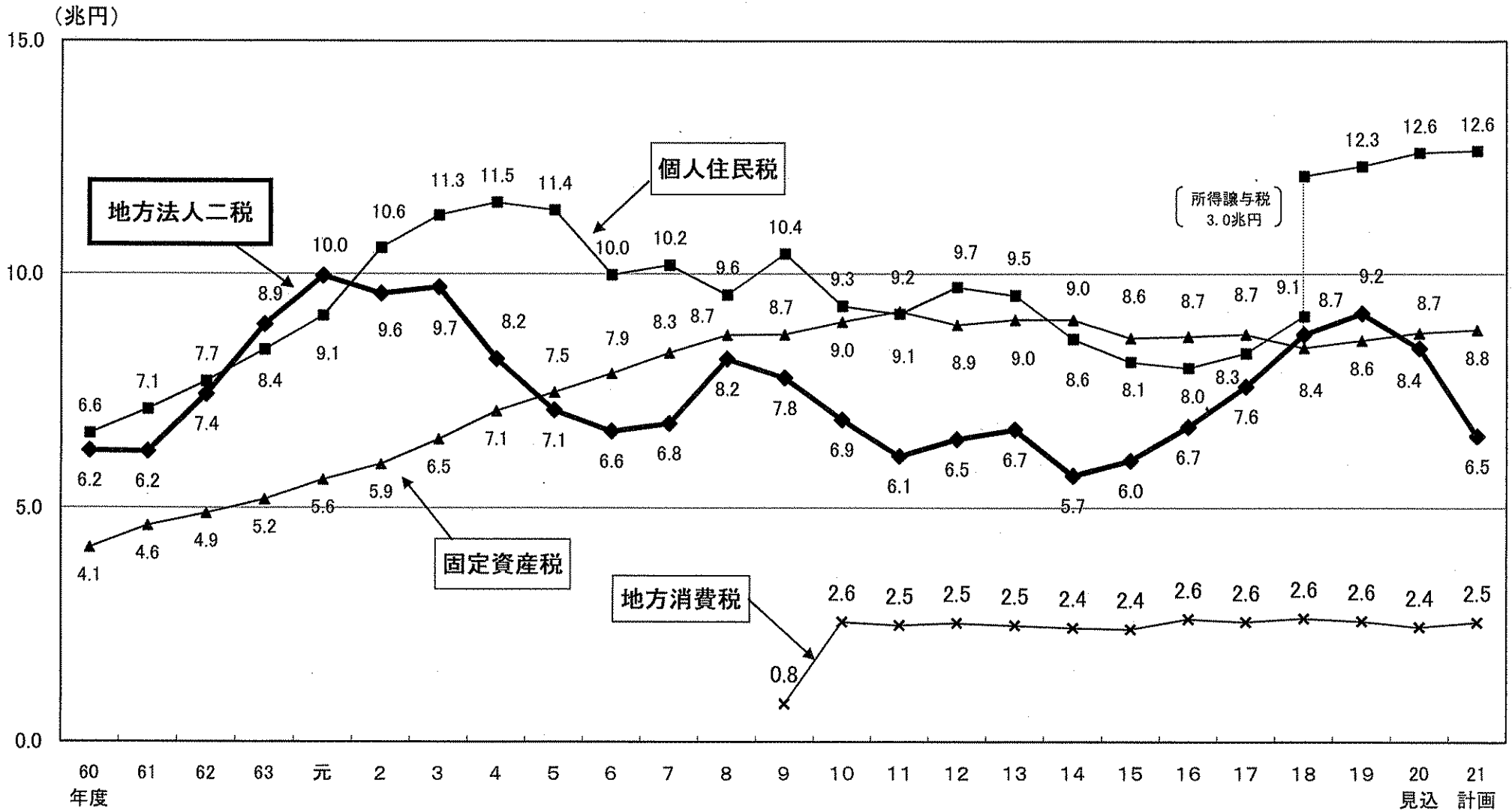


平成21年10月22日

資 料

(法人課税[地方税])

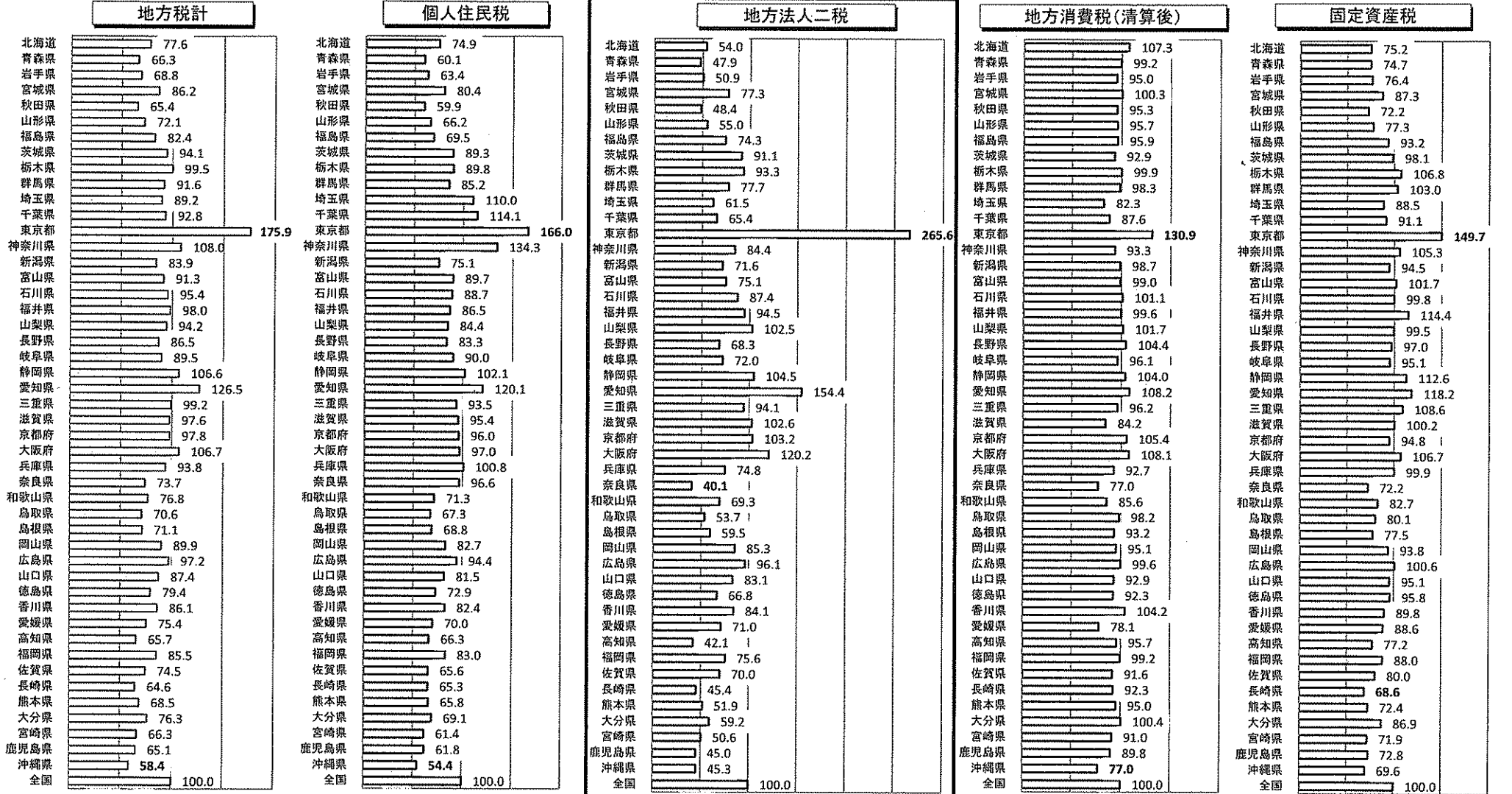
主要税目（地方税）の税収の推移



- (注) 1 計数は、超過課税及び法定外税を含まない。
 2 平成19年度までは決算額、20年度は決算見込額、21年度は地方財政計画額である。
 3 平成21年度の地方法人二税には、地方法人特別譲与税(0.8兆円)を含む。

人口一人当たりの税収額の指数(平成20年度決算見込)

(全国平均を100とした場合)



最大/最小: 3.0倍
38.8兆円

最大/最小: 3.1倍
12.3兆円

最大/最小: 6.6倍
8.4兆円

最大/最小: 1.7倍
2.4兆円

最大/最小: 2.2倍
8.9兆円

※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注) 1 税収額は、超過課税分及び法定外税を除いたものである。
 2 個人住民税は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額である。
 3 固定資産税は、道府県分及び交付金を含む。
 4 人口は、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

近年の主な地方法人二税の改正の動向

平成10年度改正

○法人事業税率の引下げ 12%→11%

平成11年度改正

○法人事業税率の引下げ 11%→9.6%

平成15年度改正

○法人事業税への外形標準課税の導入

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人を対象に、外形割合を1/4とし、導入。
- ・税率：所得割 7.2%、付加価値割 0.48%、資本割 0.2%
- ・平成16年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

平成17年度改正

○分割基準の見直し

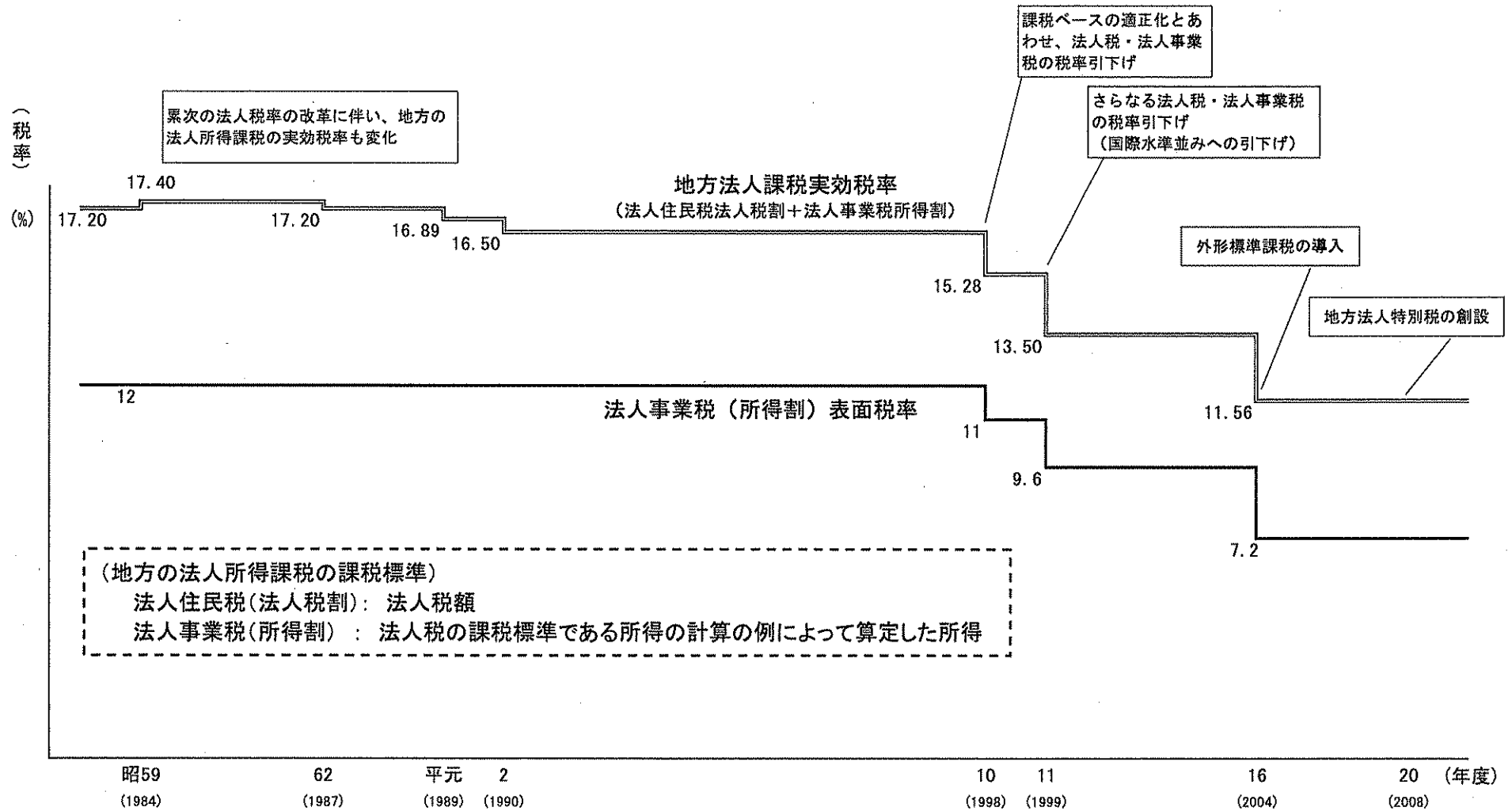
- ・非製造業の分割基準：従業者数のみ ⇒ 従業者数1/2、事務所数1/2
- ・本社管理部門の従業者数を1/2に割り落とす措置を廃止。

平成20年度改正

○地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の創設

- ・税制の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税・譲与税を創設。
- ・地方法人特別税の税収は、全額を地方法人特別譲与税として、人口及び従業者数を基準に都道府県に譲与。
- ・平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用。

地方の法人所得課税の実効税率の推移



- （注）1 地方法人課税実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、法人住民税法人税割（道府県分+市町村分）と法人事業税の税率を合計したものである。なお、平成16年度以降の税率は、資本金1億円超の法人の税率である。
- 2 法人住民税法人税割は基本的に法人税額を課税標準としており、その税率（昭和56年度以降：道府県民税5.0%、市町村民税12.3%）は所得ではなく、法人税額に対するものである。
- 3 平成20年度以降の税率は、地方法人特別税を含めた税率で表記している。

法人税の中小企業支援税制に係る地方法人二税の影響

法人住民税(法人税割)は法人税額を、法人事業税(所得割)は法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定した所得をそれぞれ課税標準としているため、法人税額の算出又は法人税の所得計算上の特例措置については、地方法人二税にも影響。

(主な中小企業支援税制に係る地方法人二税の減収額:平年度)

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| ○ 中小企業の法人税率の特例 | ▲190億円 程度 |
| ○ 特定同族会社の留保金課税に係る
中小企業の適用除外 | ▲130億円 程度 |
| ○ 中小企業技術基盤強化税制 | ▲10億円 程度 |
| ○ 中小企業等基盤強化税制 | ▲30億円 程度 |
| ○ 中小企業投資促進税制 | ▲1,060億円 程度 |
| ○ 中小企業の少額減価償却資産の
取得価額の損金算入の特例 | ▲140億円 程度 |
| ○ 交際費等の損金不算入の特例 | ▲1,530億円 程度 |

(注) 地方法人二税の減収見込み額については、「特定同族会社の留保金課税に係る中小企業の適用除外」の項目(平成19年度ベース(平年度)以外は、平成21年度ベース(平年度)の法人税の減収見込み額から推計したものの。

補足資料

法人住民税の概要

- 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めるもの。
- 法人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。それぞれ均等割、法人税割があり、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。

法人住民税

[税収]

都道府県：9,156億円

市町村：24,331億円

*平成20年度決算見込額
(超過課税を除く)

均等割 資本金等の額等に応じて定額の負担を求めるもの

[税率] 道府県民税：2～80万円(制限税率なし)

市町村民税：5～300万円(制限税率は標準税率の1.2倍)

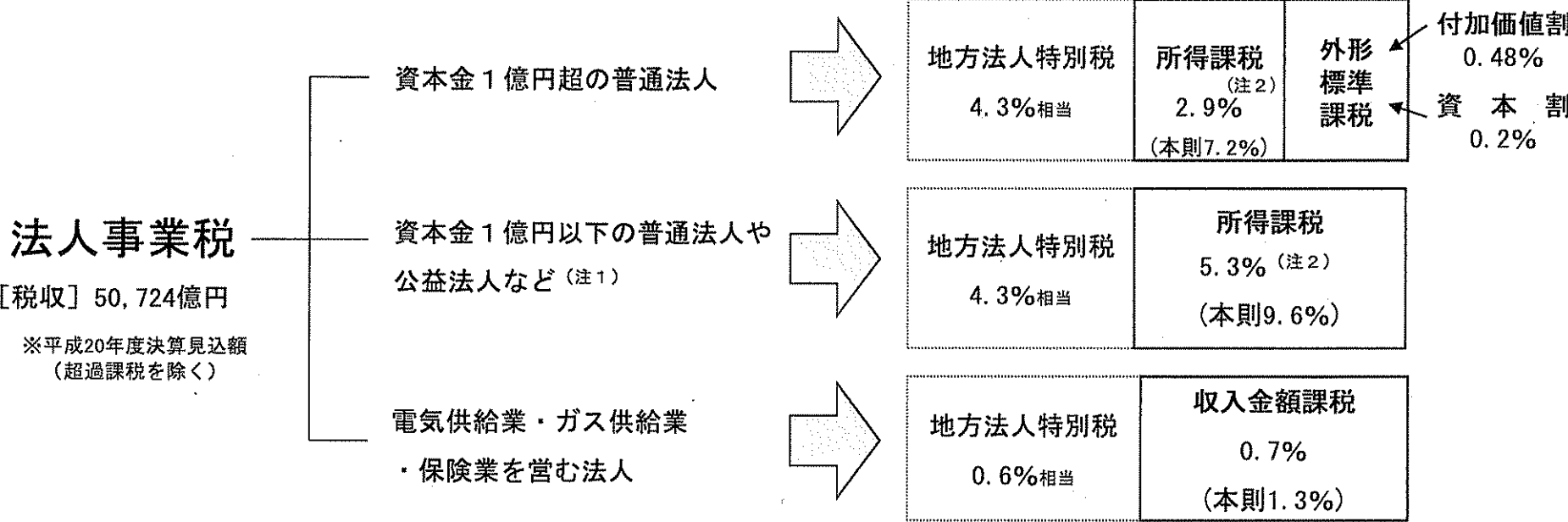
法人税割 法人税額に応じた負担を求めるもの

[税率] 道府県民税：法人税額の5% [法人所得の1.5%相当] (制限税率6%)

市町村民税：法人税額の12.3% [法人所得の3.69%相当] (制限税率14.7%)

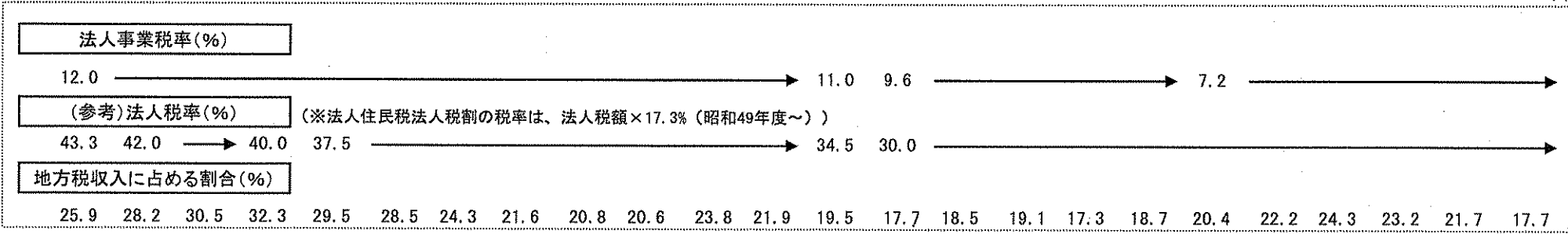
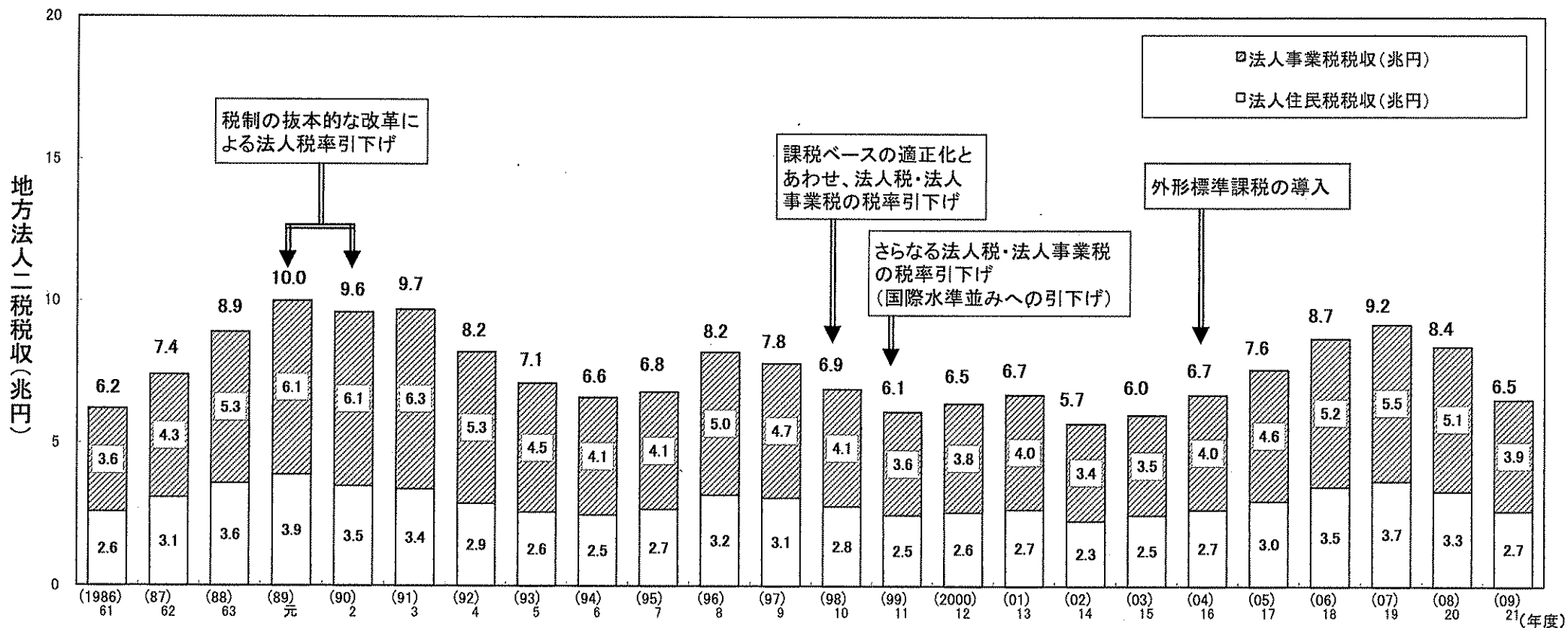
法人事業税の概要

- 法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方にに基づき課税されるもの。 (注) 法人事業税の負担額は法人所得計算において損金算入される。
- 法人事業税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県が課税するもの。
- 税制の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離して地方法人特別税を創設し、税源偏在の是正に対応。 (平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用)



(注) 1 特別法人(農協・漁協・医療法人等)については3.6%の税率が適用される(本則6.6%)。
 2 所得課税分の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率。
 ※ 税率は、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用されるもの。
 ※ 制限税率は標準税率の1.2倍。

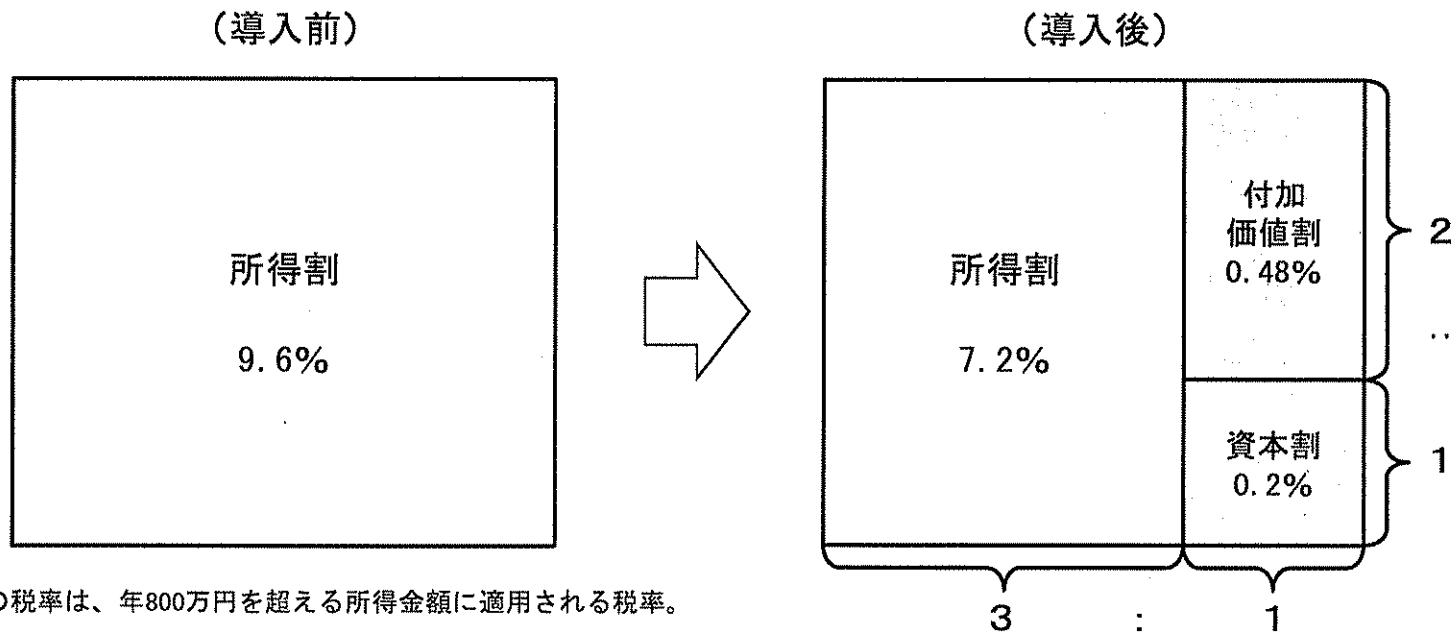
地方法人二税（法人住民税・法人事業税）の税収の推移



(注) 1 19年度までは決算額、20年度は決算見込額、21年度は地方財政計画額である(いずれも超過課税分を除く)。
 2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改革の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。
 3 地方法人特別税の創設に伴い、平成20年10月1日以後開始する事業年度以降に適用される法人事業税率は下がるが、地方法人特別税を含めた地方法人課税の実効税率は変わらない。
 4 21年度法人事業税収は地方法人特別譲与税収(0.8兆円)を加算した額である。

法人事業税における外形標準課税の概要

- 外形標準課税は、応益課税としての法人事業税の性格を明確にし、また、地方分権を支える安定的な地方税源の保障にも資する方式。
- 平成16年4月1日以降に開始する事業年度から適用。(平成15年度税制改正)
- 対象は、資本金1億円を超える法人。(全法人約250万社のうち、約2.9万社)
- 導入に当たっては、所得割の税率を引き下げ(9.6%→7.2%)、対象法人に係る税収の1/4が外形基準による課税(付加価値割、資本割)となるよう設計。



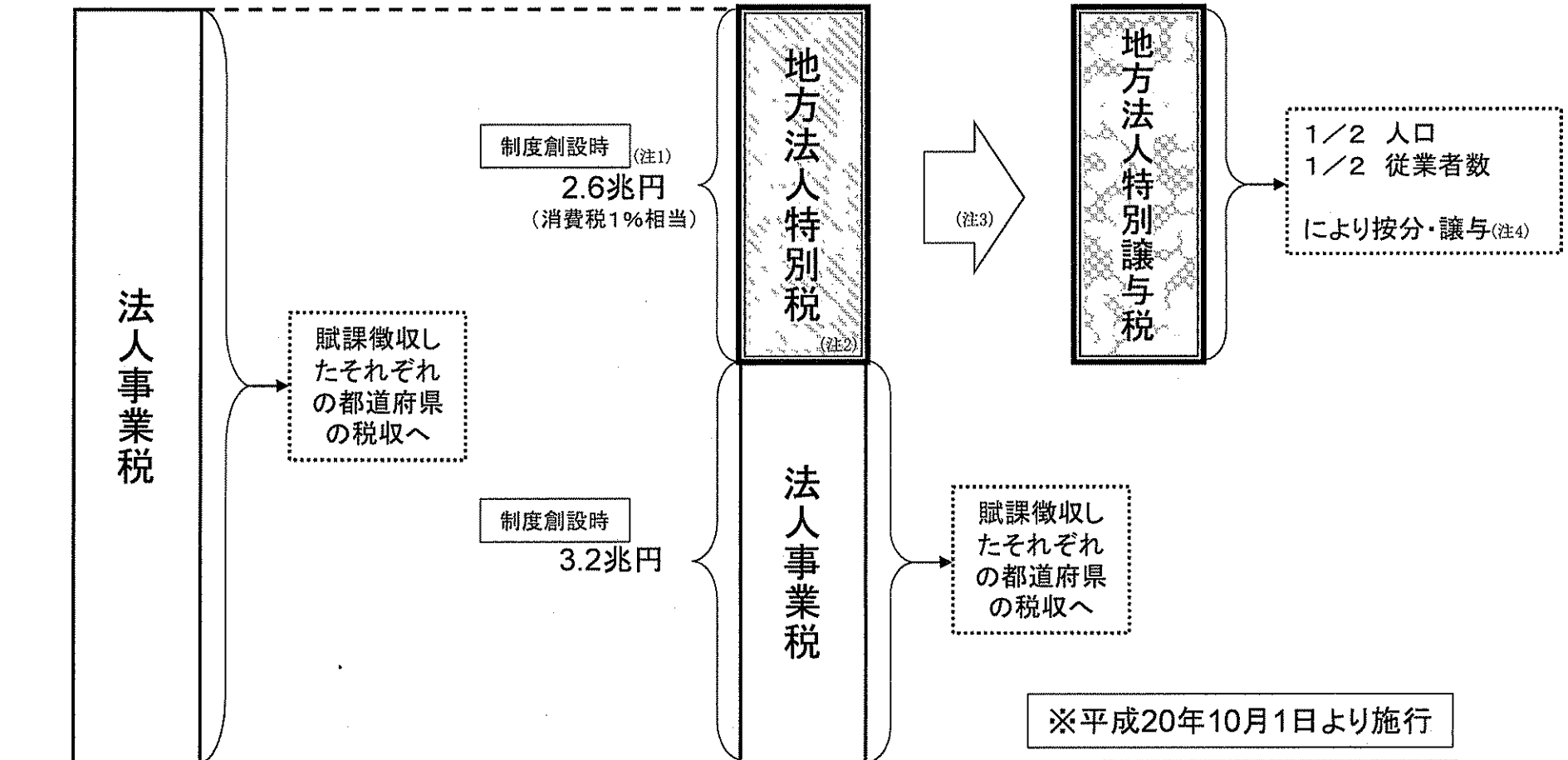
(注) 1 所得割の税率は、年800万円を超える所得金額に適用される税率。

2 平成20年10月1日以後に開始する事業年度から法人事業税の一部を分離して地方法人特別税を創設しており、税率は所得割が2.9%、地方法人特別税が4.3%相当である。

地方法人二税の分割基準

	事業	分割基準
法人住民税 (法人税割)	/	従業者数
法人事業税	非製造業	課税標準の 1 / 2 : 事務所数 課税標準の 1 / 2 : 従業者数
	製造業	従業者数 (資本金 1 億円以上の法人：工場の従業者数を 1.5 倍)
	鉄道事業 軌道事業	軌道の延長キロメートル数
	ガス供給業 倉庫業	事務所等の固定資産の価額
	電気供給業	課税標準の 3 / 4 : 事務所等の固定資産で 発電所の用に供するものの価額 課税標準の 1 / 4 : 事務所等の固定資産の価額

地方法人特別税・譲与税（イメージ）



(改正前)

(改正後)

- (注) 1 制度創設(平成20年度改正)時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別税・譲与税の規模(平年度化後)。なお、平成21年度当初の税収見込みをもととした場合は、その規模は1.7兆円(平年度化後)に縮小すると見込まれる。
- 2 地方法人特別税(国税)は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。
- 3 地方法人特別税の課税標準は、法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)。
- 4 都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。